

保護者の皆様

名古屋教育文化センター

幼児教育・保育の無償化に関するお知らせ

日頃は、名古屋教育文化センターの教育活動に、ご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。さて、「幼児教育・保育の無償化」について、10月1日より制度の運用が始まったことは周知の通りです。当社スタッツについても、予てよりお問い合わせ、ご要望をいただいております。当社といたしましても、スタッツが無償化対象施設となるよう関係機関と話し合い、調整を進めてまいりました。この度、その調整と手続きが完了し、無償化対象施設となることが決まりましたので、お知らせ申し上げます。（正式な決定通知を待っている段階ですので、その点をご承知おきください。）

ただし、全員のお子様が無償化対象となるのではなく、対象は別項※のような要件をみたすお子様に限られます。本来はすべてのお子様が無償化の対象となることが望まれますが、残念ながら現時点ではございません。当センターとしても、今後、無償化の範囲が広がるよう努力してまいりたいと考えております。保護者の皆様方におかれましても、すべてのお子様たちが等しく無償化の対象となりますようお声を上げていただけると幸いです。

つきましては、下記ご案内をご覧ください、無償化の対象となる会員の保護者様には、ぜひ、お手続きをお取りいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 制度の概要

「スタッツ」（2才児～年長クラス）は、無償化対象施設のうち、「認可外保育施設等」に該当します。「保育の必要性がある」と認定を受けられたお子様※が対象です。

また、3歳児クラスから5歳児クラスは、37,000円/月を上限に利用料が無償化になります。2歳児クラスについては、住民税非課税世帯が、42,000円/月を上限に利用料が無償化になります。

詳しくは、お住まいの市町村の保育無償化の担当部署（名古屋市の場合は、区役所の民生子ども課）にお問い合わせください。名古屋市のHPにも詳しく掲載されています。（「名古屋市 幼児教育・保育の無償化」で検索されるとご便利です。）

※「保育の必要性の認定」を受けたご家庭のみです。認定には条件（裏面参照）があります。

2. 手続きの流れ

当社から管轄の名古屋市に対し、無償化対象施設としての確認申請を終えた段階です。今後は、会員の保護者の皆様によって、お住まいの市町村（名古屋市の場合は、区役所・支所）に対し、「認定」手続きを行っていただく必要があります。

お住まいの市町村の保育無償化の担当部署（名古屋市の場合は、区役所の民生子ども課）に、「認定申請書」をご提出ください。その際、認可外保育施設の名称は、「スタッツ」としてください。

3. 留意点

当社「スタッツ」が、名古屋市に無償化対象施設としての確認申請受理日は、令和元年10月25日付となっております。よって、会員の保護者の皆様が認定をお受けになった場合も、利用料無償化の対象は、その日付以降となります。還付金は、10月分は日割り計算となるとのことですので、ご承知おきください。

以上

【ご参考】

【「保育の必要性」について】

○ 保育の必要性があると認定されるのは、保護者のいずれの方も下表の条件に該当する方です。

保育の必要な事由	具体的な保護者の状況	利用期限
就 労	月64時間以上、労働をすることを常態としていること。	最長で、お子さんの小学校就学前日までの期間内で左の状態が継続すると見込まれる期間
産前産後	出産予定日8週間前（多胎妊娠の場合は、14週間前）の日から出産日後8週間を経過するまでの期間内にあること。	出産日から8週間経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾 病 等	医師が作成した診断書により保護者の疾病もしくは負傷が確認できる状態にあること、または、右に掲げる手帳の交付を受けていること。	① 身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は、お子さんの就学前日まで ② その他の場合は、医師等の作成した診断書に記載されている終期まで
親族介護	1日につきおおむね4時間以上同居の親族その他の者を介護することを常態としていること。	
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること。	災害の復旧が完了すると見込まれる期間
求職活動	就労する意思があり、求職活動に専念していること。	利用開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで
就 学	1日につきおおむね4時間以上、職業能力開発施設において職業訓練を受け、又は学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校などにおいて就学していること。	卒業（修了）の予定日が属する月の末日まで
発達援助	心身の発達に遅れのあるおおむね3歳以上のお子さんを監護しており、そのお子さんの障害の程度が別に定める基準を満たしていること。	お子さんの小学校就学前日まで
育児休業	原則として、3歳クラス以上のお子さんであって、下の子の育児休業中であること。	育児休業終了日の属する月の末日まで

（名古屋市作成のリーフレットより抜粋）

詳しくは、名古屋市のHP（「名古屋市 幼児教育・保育の無償化」で検索）をご覧ください。

<http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000118930.html>